

知的財産推進計画2023

—多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて—

Intellectual Property Strategic Program 2023



内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官

山本 英一

1999年特許庁入庁、特許審査・審判業務に従事、また特許庁調整課、経済産業省知的財産政策室、特許庁特許情報室において行政業務に携わる。その間、世界知的所有権機関（WIPO）グローバルインフラストラクチャー部門においてドシエ情報共有システム（WIPO CASE）立ち上げに関わる。2019年3月に日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所の知財部長として赴任。2023年7月より現職。

1 はじめに

2023年6月9日、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚及び民間有識者で構成された知的財産戦略本部会合が開催され、知的財産推進計画2023が決定された。

知的財産推進計画は、知的財産基本法第23条に基づき2003年より毎年決定され、各府省横断的に知的財産戦略を取りまとめた行動計画であり、内閣府知的財産戦略推進事務局（以下、「知財事務局」）は、知的財産戦略本部と、知的財産推進計画の素案等のとりまとめを行

う、民間有識者で構成される構想委員会の事務局となっている（図1）。

本稿では、「知的財産推進計画2023～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて～」（以下、「知的財産推進計画2023」）について、その主な内容について紹介する。

2 基本認識

知的財産推進計画2023の基本認識として、まず、

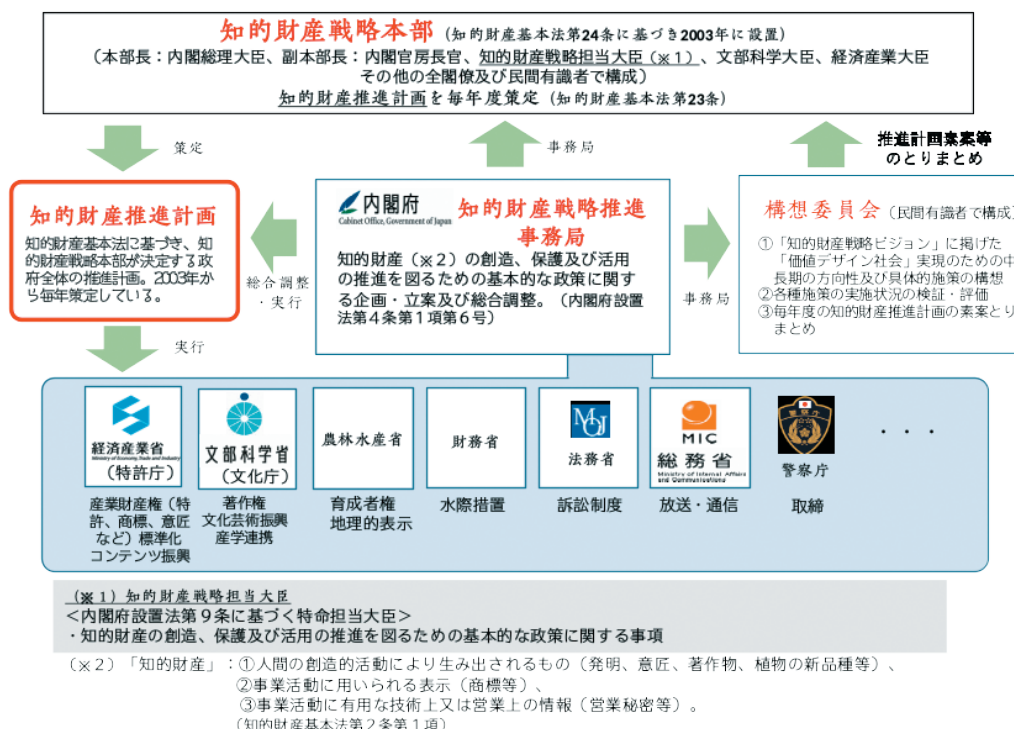


図1 我が国の知的財産戦略の推進体制

イノベーションの国際ランキング（WIPO「グローバルイノベーション指数」）で日本は13位と低迷するとともに、マークアップ率が低水準で推移しており、知財・無形資産の活用による差別化が行われていない点が挙げられる。日本は、人口当たりの国際商標出願数よりも国際特許出願数が多く、技術力に強みを持つ一方で、ブランディングに値する新製品や新サービスを創造する力が他の主要国と比べて不足している可能性が推察され、競争力や新たな価値創出に結実する知財戦略が必要とされている。

次に、製品の高度化や製品サイクルの短期化が進む中、自社の経営資源に依存した垂直統合モデルには限界があり、外部の知識や技術を積極的に取り組んでいくオープンイノベーションによる持続的な価値創造が求められている。

また、画像や文章などを生み出す生成AI技術が急速に進歩しており、新たなAI技術の活用促進と社会全体の知的財産の創造インセンティブの維持の両立が喫緊の課題となっている。

さらに、デジタル化の進展に伴うコンテンツの国民経済上の重要性の高まりから、コンテンツ産業の構造転換と競争力強化、クリエイターへの対価還元拡大、制度インフラ・ITインフラの整備等を推進することが求められている。

1. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

- ・大学における研究成果の社会実装機会の最大化
- ・知財を活用した大企業とスタートアップの連携促進

2. 多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用

3. 急速に発展する生成AI時代における知財の在り方

- ・生成AIと著作権
- ・AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

4. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

5. 標準の戦略的活用の推進

6. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

7. デジタル時代のコンテンツ戦略

- ・コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援
- ・クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
- ・コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革

8. 中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化

9. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

10. クールジャパン戦略の本格稼働と進化

図2 知的財産推進計画2023の重点10施策

3 知的財産推進計画2023の重点施策

基本認識に掲げた諸課題を解決するため、知的財産推進計画2023では、図2に示す重点施策を策定している。

ここでは、その中から主な施策について紹介する。

(1) スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

大学の最先端の研究成果をスタートアップが機動的かつスピーディーに事業化につなげ、スタートアップや大学を中心とするエコシステムの形成に向けた環境を整備するため、共同研究成果に係る知財の権利帰属と実施権限の在り方やライセンス対価としてのスタートアップの新株予約権の活用等について示した「大学知財ガバナンスガイドライン」（2023年3月策定・公表）を、国際卓越研究大学制度や、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業等との連携を通じ、全国の対象大学に浸透させる。

(2) 多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用

オープンイノベーションの新しい形である、バリューチェーン型オープンイノベーションにおける知財・無形資産ガバナンス上の課題や将来的に必要な考え方について検討し、環境整備上必要な施策を検討する。

また、オープンイノベーションを支える人材として、多様性（ダイバーシティ）と包摂性（インクルージョン）とが注目されており、組織に多様な人材が包摂される環境が、イノベーションや発明の創出・活用に与える影響について調査する。

(3) 急速に発展する生成AI時代における知財の在り方

急速な技術発展とともに様々なAIツールが開発され、普及していく中で、それらのAIと知財の関係についての検討を行う必要がある。

生成AIと著作権との関係について、AI技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の観点に留意しながら、具体的な事例の把握・分析、法的考え方の整理を進め、必要な方策等を検討する。

また、創作過程におけるAIの利活用の拡大を見据え、

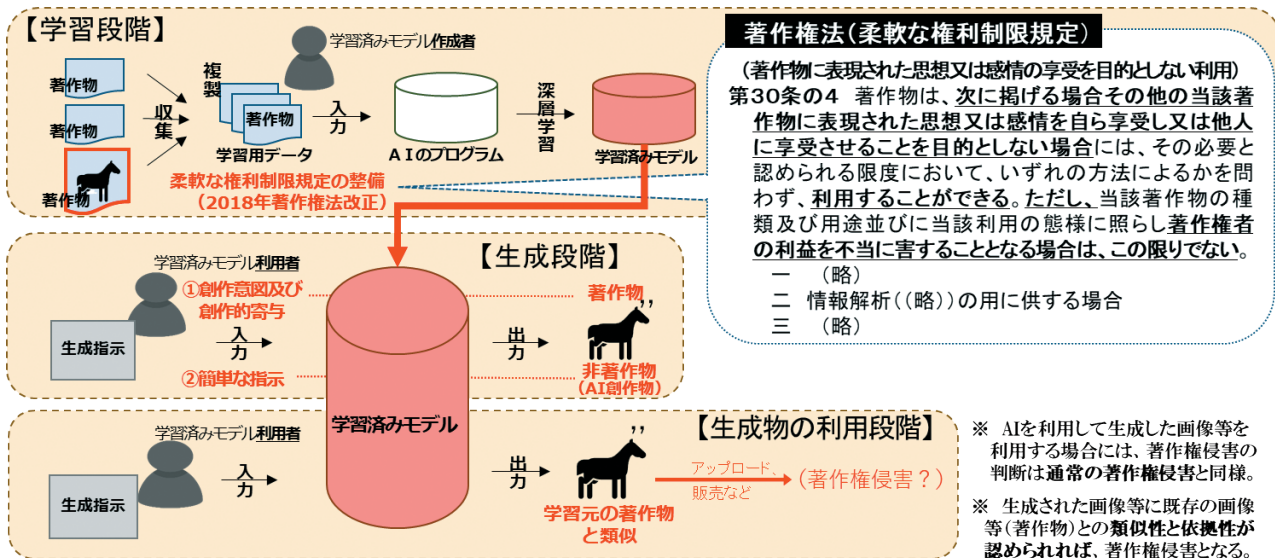


図3 生成AIと著作権

進歩性等の特許審査実務上の課題や AI による自律的な発明の取扱いに関する課題について諸外国の状況も踏まえて整理・検討するとともに、AI 関連発明の特許審査事例を拡充し公表する。(図3)

(4) 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

激しい国際競争を勝ち抜いていくためには、知財・無形資産の投資・活用の戦略の構築・実行とその開示が不可欠であり、投資家・金融機関の適切な評価を受け、企業価値の向上、更なる知財・無形資産への投資資金の獲

得という好循環を加速化するメカニズムの構築が必要である。

企業と投資家・金融機関の思考構造のギャップを埋め、投資家・金融機関に期待される役割を整理して示すために、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」Ver2.0を本年3月に公表した。

この知財・無形資産ガバナンスガイドラインの考え方がルール形成に関与する関係者に共有されるよう、国際的な組織・団体等に働きかけ、またサステナブルファイナンスを通じた社会・環境課題の解決と知財・無形資産の関係について検討する。(図4)

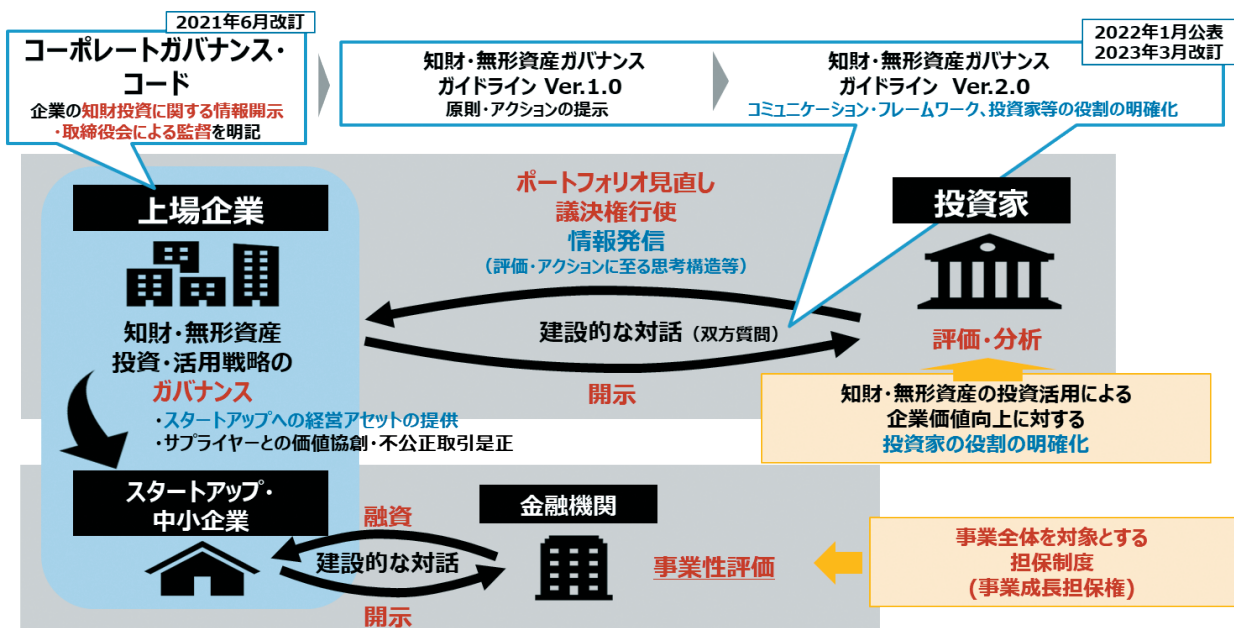


図4 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

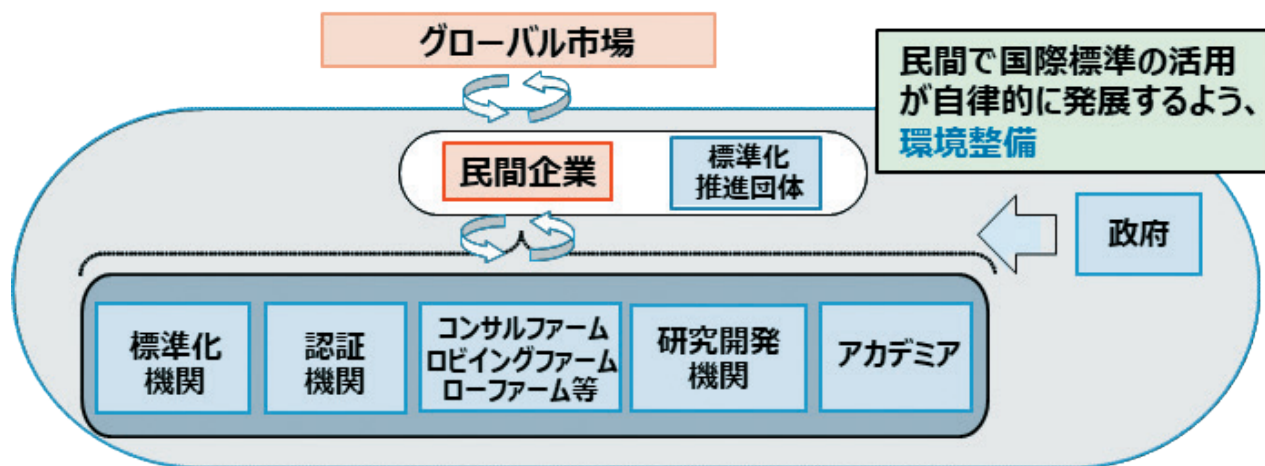


図5 企業が国際標準戦略を使いこなす能力を高めるエコシステムの整備

(5) 標準の戦略的活用の推進

有識者・専門家が評価・指導を行う CSO (Chief Strategy with standardization Officer) のような体制の整備、関係省庁の関連施策の総合調整及びモニタリング、政府と民間団体・事業者との連携強化を図るなどの総合調整機能を強化する。

また、政府の支援する研究開発事業において、民間事業者等が社会実装戦略、国際競争戦略及び国際標準戦略の明確な提示と、その達成に向けた取組への企業経営層のコミットメントを求める事業運営やフォローアップ等の仕組みを導入し、企業による国際標準の戦略的な活用を担保する仕組みについて、より幅広い浸透を図る。(図5)

(6) デジタル時代のコンテンツ戦略

コンテンツ産業の強靱化や構造改革を官民一体となって進めるための、官民連携による協議の場を設置するとともに、クリエイターへの適切な対価還元に向けた対応を検討することとしている。また、メタバース上の法的課題への対応に関するガイドライン等を作成・公表する。

改正著作権法の成立を受け、簡素で一元的な権利処理を実現するための未管理著作物裁定制度等のための窓口組織の整備と、分野横断権利情報検索システムの構築を推進する。

(7) クールジャパン戦略の本格稼働と進化

「アフターコロナ」を迎え、インバウンドの回復や農林水産品等の輸出増など明るい兆しが見られ、また世界中から日本のコンテンツへの高い関心が示される中、日本の「埋もれた魅力」を発掘し、地方のオンリーワンの魅力を磨き上げるとともに、クールジャパンの担い手同士のネットワークを構築し、持続的なクールジャパンの取組を確立していくとともに、2025年大阪・関西万博をターゲットに力を結集し、日本の魅力を世界へ発信する。

4 おわりに

知的財産推進計画 2023 の副題として掲げた「多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて」は、単に自身が持つ知財を活用するだけでなく、他者の知財も含めて有効に活用するという、大学で創出された知財のスタートアップにおける事業化やオープンイノベーション、またコンテンツ活用に共通した考え方であり、これを多くの方々実践して頂ければ幸いである。本稿にご関心を持たれた皆様におかれては、知的財産推進計画 2023 の本文を是非ご一読いただきたい。

(参考：知的財産推進計画 2023)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf